

鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例（案）

（鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正）

第1条 鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成25年鴨川市条例第2号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）
の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第10章 雑則（第203条）
附則」 に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必
要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ
なければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっ
ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、
適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項
第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3
号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中
「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「を
いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第
47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」
を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応
型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優
越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ
り定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するた
めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害
の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を
継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務
継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ
ならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護
看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を
定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直し

を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 39 条第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第 59 条の 17 第 1 項及び第 87 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 40 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

- 第 40 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 47 条第 1 項第 1 号中「専ら」及び「。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第

3号中「専ら」及び「。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従

業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、同条後段中「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、

地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「とする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護

看護従業者」を「第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 82 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 83 条第 3 項中「第 111 条第 2 項」を「第 111 条第 3 項」に改める。

第 87 条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 100 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 101 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 108 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 59 条の 13 第 3 項」を「第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 110 条第 1 項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 110 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加

える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 外部の者による評価

（2） 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と

の次に「、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第 138 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 145 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 146 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 146 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 149 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に、「第 34 条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第 7 章第 4 節」と」の次に「、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 151 条第 1 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 151 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年千葉県条例第 70 号。以下「千葉県指定介護老人福祉施設基準条例」という。))

第 45 条第 1 項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(千葉県指定介護老人福祉施設基準条例第 53 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第 187 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き」を削り、

同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介

「看護従業者」とあるのは「従業者」とを削る。

第 180 条第 1 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65 平方メートル以上とすること」に改め、同(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 180 条第 1 項第 1 号ア(ウ) a 及び b を削る。

第 182 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 186 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 187 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 187 条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 189 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条」の次に「、第 40 条の 2」を、「規程」と、の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 191 条第 11 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 202 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「規程」と、の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 59 条の 13」を「第 59 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 8 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章 雑則

(電磁的記録等)

第 203 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 12 条第 1 項

(第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。)、第 115 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 155 条第 1 項(第 189 条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第 11 項から第 13 項まで、第 20 項及び第 21 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

(鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 25 年鴨川市条例第 3 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 5 章 雑則(第 91 条) 附則」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 10 条第 1 項において「本体事業所等」という。))」を加える。

第 9 条第 2 項中「同条第 7 項」の次に「及び第 71 条第 9 項」を加える。

第 10 条第 1 項ただし書中「とする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第 27 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 28 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3） 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第 37 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 39 条第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第 49 条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 44 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第 7 項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第 45 条第 3 項中「第 72 条第 2 項」を「第 72 条第 3 項」に改める。

第 49 条中「行方会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 57 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 58 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 65 条中「第 26 条、第 28 条」の次に「、第 28 条の 2」を加え、「第 36 条まで及び第 37 条(第 4 項を除く。)」を削り、「第 39 条まで」の次に「(第 37 条第 4 項を除く。)」

を、「規程」と、」の次に「同項、第 28 条第 3 項及び第 4 項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 28 条第 3 項及び第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第 71 条第 1 項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 71 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の研修を修了している者を置くことができる。

第 72 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 74 条第 1 項中「又は 2」を「以上 3 以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）」に改め、同項ただし書を削る。

第 78 条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 79 条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第 80 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第 81 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての

介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年鴨

川市条例第 20 号。以下「指定介護予防支援等条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 5 章 雑則 (第 36 条) 附則」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 33 条第 9 号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 28 号（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 4 条 鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年鴨川市条例第 1 号。以下「指定居宅介護支援等条例」という。）の一部を次

のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雑則（第34条）
附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施すること。

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条のうち指定居宅介護支援等条例第16条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定地域密着型サービス条例（以下「新指定地域密着型サービス条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービス条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新指定地域密着型介護予防サービス条例第

65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。)、第 3 条の規定による改正後の指定介護予防支援等条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）、第 4 条第 5 項及び第 29 条の 2（新指定介護予防支援等条例第 35 条において準用する場合を含む。）並びに第 4 条の規定による改正後の指定居宅介護支援等条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）、第 4 条第 5 項及び第 30 条の 2（新指定居宅介護支援等条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定地域密着型サービス条例第 31 条、第 55 条、第 59 条の 12（新指定地域密着型サービス条例第 59 条の 20 の 3 において準用する場合を含む。）、第 59 条の 34、第 73 条、第 100 条（新指定地域密着型サービス条例第 202 条において準用する場合を含む。）、第 122 条、第 145 条、第 168 条及び第 186 条、新指定地域密着型介護予防サービス条例第 27 条、第 57 条及び第 80 条、新指定介護予防支援等条例第 20 条（新指定介護予防支援等条例第 35 条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等条例第 21 条（新指定居宅介護支援等条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定地域密着型サービス条例第 32 条の 2（新指定地域密着型サービス条例第 59 条、第 59 条の 20、第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス条例第 28 条の 2（新指定地域密着型介護予防サービス条例第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第 21 条の 2（新指定介護予防支援等条例第 35 条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等条例第 22 条の 2（新指定居宅介護支援等条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定地域密着型サービス条例第 33 条第 3 項（新指定地域密着型サービス条例第 59 条において準用する場合を含む。）及び第 59 条の 16 第 2 項（新指定地域密着型サービス条例第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス条例第 31 条第 2 項（新指定地域密着型介護予防サービス条例第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第 23 条の 2（新指定介護予防支援等条例第 35 条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等条例第 24 条の 2（新指定居宅介護支援等条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定地域密着型サービス条

例第 59 条の 13 第 3 項（新指定地域密着型サービス条例第 59 条の 20 の 3、第 59 条の 38、第 80 条、第 108 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、第 123 条第 3 項、第 146 条第 4 項、第 169 条第 3 項及び第 187 条第 4 項並びに新指定地域密着型介護予防サービス条例第 28 条第 3 項（新指定地域密着型介護予防サービス条例第 65 条において準用する場合を含む。）及び第 81 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定地域密着型サービス条例第 180 条第 1 項第 1 号ア(イ)の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新指定地域密着型サービス条例第 151 条第 1 項第 3 号ア及び第 187 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第 1 条の規定による改正前の指定地域密着型サービス条例第 180 条第 1 項第 1 号ア(ウ) b の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定地域密着型サービス条例第 163 条の 2（新指定地域密着型サービス条例第 189 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地域密着型サービス条例第 163 条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定地域密着型サービス条例第 163 条の 3（新指定地域密着型サービス条例第 189 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地域密着型サービス条例第 163 条の 3 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、新指定地域密着型サービス条例第 175 条第 1 項（新指定地域密着型サービス条例第 189 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地域密着型サービス条例第 175 条第 1 項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第 1 号から第 3 号までに定める措置を講じるとともに、次の第 4 号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定地域密着型サービス条例第 171 条第 2 項第 3 号（新指定地域密着型サービス条例第 189 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。